

調査レポート: bokinbako（寄付箱）のガスレスrelayer 機構と寄付手数料の自動DEXスワップ機構に関する資 金決済法・出資法上の規制該当性

調査対象の分類

- 分類: 実体法のみ

対象システムの技術的事実（前提）

本レポートは以下の技術的事実（prompt.md 記載の中立記載）を前提に検討する。

- donor（寄付者）は EIP-3009（`receiveWithAuthorization`）署名のみを行い、native gas token を保有せずに寄付できる
 - box owner（寄付を受け取るNFT保有者）は vault からいつでも寄付を引き出せる
 - Factory owner（＝運営者/deployer）が `allowedTokens`・`gasFeeRecipient`・`gasFlatFee`・`gasFeeBps`・`gasSwapRouter` 等を設定する
 - fee-payer（＝`gasFeeRecipient`、Factory owner と同一運営者が鍵を保有）が native gas でトランザクションを送信するrelayerである
 - 資産移転の流れ：①donorがamount分のJPYCをEIP-3009署名 → ②fee-payerが署名済みtxをnative gasで送信 → ③vaultがdonorからamount分のJPYCをpull → ④vaultがgasFee（定額または寄付額の10%上限の定率）を計算 → ⑤gasFee分のJPYCをDEX router（Kaia mainnetではDragonSwap V2）へapproveしスワップ、native出力はrouterから直接gasFeeRecipientへ送金される（スワップ失敗時はgasFee分のJPYCをそのままgasFeeRecipientへsafeTransferするフォールバック） → ⑥残額はboxとしてvaultに残りbox ownerが随時引出し可能
 - fee-payer（gasFeeRecipient）はスワップ成功時はJPYC残高0のままnative残高のみ増加し、スワップ失敗時のフォールバックのみJPYCで直接受け取る
 - 受入トークンはJPYC（Kaiaアドレス `0xE7C3D8C9a439feDe00D2600032D5dB0Be71C3c29`）。運営側ドキュメントでは「資金移動業版JPYC」と呼称されており、2026-07-05に旧世代JPYC（前払式支払手段）から切替済み
-

前提論点E: JPYC（資金移動業版）の法的性質

適用条文

- 資金決済法2条5項（電子決済手段の定義）
- 資金決済法2条7項（通貨建資産の定義）
- 資金決済法2条14項（暗号資産の定義。通貨建資産・電子決済手段の除外）
- 資金決済法37条（資金移動業者の登録）

公表資料・登録状況（事実）

- JPYC株式会社は、金融庁「資金移動業者登録一覧」（令和8年6月30日現在）関東財務局セクションに「関東財務局長 第00099号 令和7年8月18日 J P Y C 株式会社」として記載があり、資金決済法37条に基づく資金移動業者としての登録が確認できる。
- JPYC株式会社は自社プレスリリース（2025-08-18付）で「当社が新たに発行する資金移動業型ステーブルコイン「JPYC」は、資金決済法第2条第5項に基づいた「電子決済手段」であり、「暗号資産（仮想通貨）」とは全く異なるものです。（中略）また、当社は、暗号資産交換業を行うものではありません。」と公表している。

条文構造との対応

- 資金決済法2条5項1号は電子決済手段を「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている**通貨建資産**に限り…）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義する。
- 2条7項は通貨建資産を「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの…が行われることとされている資産」と定義する。
- 2条14項は暗号資産の定義において「本邦通貨及び外国通貨、**通貨建資産並びに電子決済手段**（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。」と明示的に除外している。

整理

以上の条文定義・発行者の登録状況・発行者公表資料を突き合わせると、JPYC（資金移動業版）は円建ての償還請求権を有する通貨建資産型の財産的価値であり、資金決済法2条5項1号の電子決済手段（1号型）に該当することが、発行者の登録状況・公表内容と条文の除外規定（2条

14項)の双方から整合的であるとの整理ができる。この整理は発行者自身の認識(暗号資産ではない旨の公表)とも一致する。

資金移動業の類型(資金決済法36条の2)については、金融庁「資金移動業者登録一覧」

([references/fsa-shikinido-touroku-list.pdf](#))のJPYC株式会社の行(関東財務局長第00099号・登録日令和7年8月18日)で業務の種別「第二種」欄に○が付されていることを確認した(同PDFは画像形式のため目視確認による。機械的テキスト抽出での照合は未実施)。第二種資金移動業の上限額は資金決済法施行令12条の2第1項により100万円相当額以下と定められており

([statutes.md](#) 収録)、JPYC利用規約13条の「1回当たり100万円」の発行・償還上限とも整合する。

論点E(JPYCが電子決済手段に該当するとの整理)は、以下の論点A~Dの検討における前提として用いる。

論点A: 資金移動業(為替取引)該当性

適用条文と要件

- 資金決済法2条2項「この法律において「資金移動業」とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいう。」
- 銀行法2条2項「この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。…二 為替取引を行うこと。」
- 資金決済法2条の2(受取人からの委託による為替取引の該当性=収納代行のみなし規定)
- 資金決済法37条(登録)

時系列の訂正(重要): [prompt.md](#) は「令和2年資金決済法改正で『受取人からの委託による資金受入れ』が為替取引に含まれ得るとされた経緯」を踏まえた検討を求めているが、[statutes.md](#) 確認の結果、2条の2は令和7年法律第66号(令和7年6月6日成立・同月13日公布)による追加であり、令和2年資金決済法改正(資金移動業の第一種・第二種・第三種類型新設等)とは別の改正であることが確認された。令和2年改正を2条の2の根拠とする理解は誤りであるため、本レポートでは2条の2=令和7年改正の産物として整理する。

判例

- 最決平成13年3月12日(平成12年(あ)第873号、最高裁判所第三小法廷、決定・棄却) — 固さ: 最高裁(法律解釈+事例判断)

「銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依

頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。」 資金決済法2条2項の「為替取引」も同一概念を前提とする、現時点で唯一の最高裁定義判例である。

- 名古屋地判平成16年7月6日（平成14年（わ）第3069号・平成15年（わ）第717号、名古屋地方裁判所刑事第3部、判決） — 固さ: 下級裁（事例判断） 無免許で国外送金の依頼を受け、送金依頼人から現金を受領・保管し、指定国内の共犯者の資金を用いて着金させた行為を「営業として為替取引を行い、もって銀行業を営んだ」と認定（銀行法61条・4条1項違反）。

行政解釈

- 事務ガイドライン14 I-2-1「事業者の行為が為替取引に該当するかは、その事業者が行う取引内容等に応じ、最終的には個別具体的に判断することに留意する。」
- 事務ガイドライン14 I-2-2-1「法第2条の2第2号にいう『国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる』とは…受取人等及び債務者等が日本に所在する場合であっても…これに該当しうる」「法第2条の2第2号括弧書に定める行為に該当するものであっても、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合を除く。）である場合には、別途同条第1号で定める行為に該当するものへの該当性について判断を要する」
- 事務ガイドライン14 I-2-2-2「二以上の段階にわたる収納代行において、銀行等又は資金移動業者に収納代行業を再委託して行う収納代行は、基本的に…収納代行に該当する。単に銀行等に開設した預金口座や資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合には同号に該当しないことに留意する。」
- 金融審議会WG報告（令和元年12月20日）: 事業者債権者型収納代行は「債権者が事業者や国・地方公共団体であり、かつ…債務者が収納代行業者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し…二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合」規制の必要性は必ずしも高くないとする一方、割り勘アプリのような「サービス提供者は、個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけ」のものは「収納代行の形式をとってはいるものの、資金決済法等の為替取引に関する規制の適用対象となることを明確化することが必要」とされた。エスクローサービスについては規制適用の可否は「引き続き検討課題」として留保された。
- 令和7年改正パブコメNo.1「国外の事業者であっても資金決済法第2条の2の適用は否定されません。」

要件と事実の対応

要件	bokinbakoの事実	対応関係
「依頼を受けてこれを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行すること」 (最決平13.3.12)	fee-payer (運営者) はdonorのEIP-3009署名済みトランザクションを持ち込み、native gasでvaultのdepositWithAuthorizationを送信する。donor自身が署名・秘密鍵を保持し、fee-payerは秘密鍵非保有	最決平13.3.12・名古屋地判平16.7.6はいずれも被告人自身が資金を受領・保管し、自らの裁量で資金を移動させる主体であった事案である。bokinbakoのrelayerは秘密鍵を保有せず、donor→vaultの資産移転はオンチェーンで直接行われ、relayerは署名済みtxの送信代行を行うに留まる点で、両判例の事実関係とは異なる
収納代行としての為替取引みなし (2条の2)	box ownerがrelayer・運営者に明示的に収納代行を委託した事実は前提事実に記載がない。寄付は金銭債権の弁済ではなく贈与である	2条の2は「金銭債権を有する者 (受取人)」からの委託による収納代行を対象とする規定であり、「金銭債権」の弁済を前提とする。寄付 (贈与) が2条の2にいう「金銭債権」の弁済に当たるかは本調査で確認した一次資料からは明確でない。事務ガイドライン14 I-2-2-2の「単に…資金移動業者に開設したアカウントに対して債務者等に送金させるのみである場合」は適用除外に当たり得る旨の記述もあり、bokinbakoが単純な直接送金型 (donor→vaultへのオンチェーン直接移転) に留まるか、運営者による収納代行的関与を伴うかで判断が分かれ得る
事業者債権者型収納代行の規制対象外整理 (WG報告)	box ownerが事業者・団体か個人かは前提事実に記載なし	WG報告の整理は「弁済」を前提とするため、寄付 (贈与) である限りこの整理の前提を欠く可能性がある
割り勘アプリ型 (個人間資金仲介) の規制対象化 (WG報告)	relayerは運営者であり、donor間・donor-box owner間の債権債務発生事由には関与していない (寄付という一方的給付)	割り勘アプリの整理は「個人間の債権債務関係の発生事由に関与しておらず、単に資金のやり取りを仲介しているだけ」の場合を規制対象とするものであるが、bokinbakoは贈与を仲介するのみでdonor間の債権債務を発生させる構造ではなく、直接の当てはめは容易でない

要件	bokinbakoの事実	対応関係
クロスボーダー該当性 (2条の2第2号、令和7年パブコメNo. 1)	donor・box owner・運営者の所在地（国内/国外）は前提事実に記載がない	2条の2第2号は国外事業者にも適用が否定されない旨が確認されているが、当事者の所在地情報を欠くため本調査では該当性を判断できない

論点B: 電子決済手段等取引業該当性

適用条文と要件

- 資金決済法2条10項「この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい…一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理 三 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）」
- 資金決済法62条の3（登録）
- 資金決済法62条の8（発行者に関する特例。JPYC発行者本人にのみ適用され、bokinbako運営者〔発行者ではない第三者〕には直接適用されない）

行政解釈

- 事務ガイドライン17 I-1-2-2④「法第2条第10項第3号に規定する『他人のために電子決済手段の管理をすること』に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべきであるが、利用者のために、電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合には、同号に規定する電子決済手段の管理に該当する。…ブロックチェーン等のネットワーク上で発行する電子決済手段を取り扱う場合であって、単独又は関係事業者と共同して、利用者の電子決済手段を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、申請者が主体的に利用者の電子決済手段の移転を行い得る状態にある場合。」
- パブコメNo.7「金融商品取引業者が顧客のために電子決済手段の預託を受けるのであれば、『電子決済手段の管理』（資金決済法第2条第10項第3号）として電子決済手段等取引業の登録が必要になると考えられます。」
- パブコメNo.34「電子決済手段等取引業者が秘密鍵をホットウォレットにより管理可能な範囲は、かかる場合における秘密鍵の果たす役割等を踏まえ、個別具体的に判断されることになる」

- パブコメNo.60「預託を受けている秘密鍵による署名により特定信託受益権の移転（受益者の変更）が完了するような場合であれば…該当する場合があると考えられます」（逆に移転を完結させる権限がなければ管理非該当となり得る）
- グレーゾーン解消制度 meti-0025（暗号資産カストディ、資金決済法2条15項4号）：「利用者の関与なく、単独又は関係事業者と共同して、利用者の暗号資産を移転でき得るだけの秘密鍵を保有する場合など、事業者が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合」に管理該当。照会事業者はBC秘密鍵を取得せず単独でも共同でも生成・保有できない設計であることを根拠にカストディ非該当と回答された。電子決済手段（B）の管理該当性そのものを扱った回答ではないが、ガイドライン17 I-1-2-2④と同一の秘密鍵基準を採用しており類推の参考になる

要件と事実の対応

要件	bokinbakoの事実	対応関係
「主体的に利用者の電子決済手段の移転を行い得る状態」（ガイドライン17 I-1-2-2④）	donorが秘密鍵を保持しEIP-3009に自ら署名する。 fee-payer（relayer）は署名済みtxを送信するのみで、donorのJPYCを移転させ得る秘密鍵は保有しない	ガイドライン17の秘密鍵基準に照らすと、relayerが秘密鍵を保有せず単独でも共同でもdonorのJPYCを移転できる状態にないことは、「管理」非該当の方向に働く事実である。grayzone meti-0025（秘密鍵非保有によるカストディ非該当）も同一の判断枠組みであり、類推の参考になる
「電子決済手段の預託を受ける」場合の管理該当性（パブコメNo.7）	vault（コントラクト）がdonorからamount分のJPYCを一時的にpullし、その後gasFee分を控除・DEX routerへapproveする	vaultがdonorのJPYCを一時的に保持する構成であり、この保持を「預託」と評価するかは事実整理からは一義的に定まらない。パブコメNo.7・No.34・No.60はいずれも「個別具体的判断」に委ねる旨繰り返しており、本調査で確認した一次資料からは確定的な結論は得られない
「電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換」（2条10項1号）	vaultはgasFee分のJPYCをDEXでネイティブトークン（暗号資産）に交換する。交換相手は他の電子決済手段ではなく暗号資産である	交換相手が電子決済手段ではなく暗号資産であるため、2条10項1号（電子決済手段間の交換）に直接該当する場面ではなく、電子決済手段⇄暗号資産の交換の振り分け基準（論点C参照）が問題となる

論点C: 暗号資産交換業該当性（自動DEXスワップ）

適用条文と要件

- 資金決済法2条14項（暗号資産の定義。通貨建資産・電子決済手段の除外）
- 資金決済法2条15項「この法律において「暗号資産交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい…一 暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること。四 他人のために暗号資産の管理をすること」
- 資金決済法63条の2（登録）
- 資金決済法2条10項1号（電子決済手段の売買との対比）

行政解釈

- 事務ガイドライン17 I-1-2-2②「法第2条第10項第1号に規定する『電子決済手段の売買』に該当するか否かについては、申請者が利用者に対して電子決済手段を引き渡し、その引き換えに利用者から暗号資産を受領する場合は、法第2条第10項第1号に規定する『電子決済手段の売買』に該当する。（注）申請者が利用者に対して暗号資産を引き渡し、その引き換えに利用者から電子決済手段を受領する場合は、法第2条第15項第1号に規定する『暗号資産の売買』に該当することに留意する。」
- パブコメNo.56「資金移動業者が、利用者に対し電子決済手段を発行することは、資金決済法上の『電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換』には該当しません。なお、事業者が利用者から金銭や暗号資産等の対価の支払いを受け、暗号資産を新規発行する行為については『暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換』（資金決済法第2条第15項第1号）に該当する可能性がありますので、ご注意ください。」
- パブコメNo.57・58「ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、『電子決済手段の売買』（No.58は『暗号資産の売買』）に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。」
- パブコメNo.9・10: 電子決済手段等取引業と暗号資産交換業は「それぞれの業登録を受けることで同時に行うことは可能」であり、「電子決済手段⇄暗号資産の交換を業として双方向に行う場合、電子決済手段等取引業の登録（自己が発行する電子決済手段を取り扱う場合は資金決済法第62条の8第2項の届出）及び暗号資産交換業の登録が別途必要」となる旨が確認されている

要件と事実の対応

要件	bokinbakoの事実	対応関係
「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換」／電子決済手段の売買との振り分け（ガイドライン17 I-1-2-2②）	vaultがgasFee分のJPYC（電子決済手段）をDEX routerにapprove → routerがJPYC→ネイティブトークン（暗号資産）のスワップを実行 → native 出力はrouterから gasFeeRecipientへ直接送金される	ガイドライン17 I-1-2-2②の振り分け基準は「 申請者が利用者に対して 電子決済手段を引き渡し、その引き換えに 利用者から 暗号資産を受領する場合」を「電子決済手段の売買」該当としており、事業者と利用者との間の直接の引渡し・受領を明示の前提とする書きぶりである。本スキームでvault（運営者側）がJPYC（電子決済手段）を引き渡す相手はDEX router（DragonSwap V2、第三者のAMM流動性プール）であって bokinbako の利用者（寄付者・box owner）ではないため、この基準の「利用者」との交換という前提事実がそのまま当てはまる構造ではない。DEX routerとの交換が同基準の想定する取引に含まれるか否かを明示する行政解釈は本調査では確認できず、パブコメNo.57・58も該当性は「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断」するとしており、一義的な行政解釈上の結論は確認できなかった
スワップされる資産の帰属時点（運営者帰属の自己資産の交換か、donor由来資産のままでの交換か）	vaultはdonorから受領したamount全体からgasFee相当額を計算し、DEX routerにapproveした上でスワップを実行する。成功時はnative資産のみが gasFeeRecipientに渡り、失敗時（フォールバック）はgasFee分のJPYCがそのままgasFeeRecipientへ渡る	二通りの整理が可能である。(i) gasFee相当額がまず運営者（gasFeeRecipient）に対する手数料債権の履行としてvault内で運営者に帰属し、その後の交換は運営者自身の勘定によるものとする整理と、(ii) スワップの時点までgasFee相当のJPYCはdonor由来の資産のままであり、vaultがdonorの資産を暗号資産に交換した上で運営者に引き渡しているとする整理である。フォールバック時にgasFee分がJPYCのまま（スワップされずに）gasFeeRecipientへ safeTransferされる設計は、gasFee相当額が交換の成否にかかわらずgasFeeRecipientへの帰属先として一貫して扱われていることを示す事実であり、(i) の整理に親和的といえる。もっとも、この帰属時点を示明的に画する行政解釈・判例は本調査では確認できなかった
「媒介、取次ぎ又は代理」（2条15項2号）	DEX（DragonSwap V2）というvaultとは別の第三者コントラクトがスワップ	vaultが自己（運営者）のためにDEXを利用してスワップを実行しているとみるか、donorとDEXとの間の交換を媒介しているとみるかで評価が分かれ得

要件	bokinbakoの事実	対応関係
	を執行し、vaultはrouterへのapproveのみ行う	る。パブコメNo.57・58は個別具体的判断に委ねており、本論点の一次資料上の解は保留されている
電子決済手段等取引業・暗号資産交換業の同時登録（パブコメNo.9・10）	上記のとおりbokinbakoの構造は論点B（電子決済手段の交換等）と論点C（暗号資産の交換等）の双方に関わりうる	パブコメは両方の業を反復継続して行う場合、それぞれの登録（又は発行者特例の届出）が別途必要となる旨を確認しており、論点B・Cのいずれか一方のみに整理されるとは限らないことを示す

論点D: 出資法2条（預り金）該当性

適用条文と要件

- 出資法2条1項「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」
- 出資法2条2項「前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」

判例

- 最大判昭和36年4月26日（昭和34年（あ）第2414号、最高裁判所大法廷、判決・棄却） — 固さ: 最高裁（大法廷・法律解釈）

「右法律第二条第二項にいわゆる「不特定且つ多数の者」とは、一般大衆を指称するものであり、たまたまその中に少数の親族を含んでいたからといって、これを除外すべきものではない。」

- 最三小判昭和37年12月18日（昭和37年（あ）第1829号、最高裁判所第三小法廷、判決・棄却） — 固さ: 最高裁（法律解釈）

「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第二条第二項にいわゆる「不特定」とは、一般大衆を指称し、たとえ一定の団体または集団に所属する物に限定されていても、その所属員が相当多数であつて、金銭の受入者との間に親族、知己等の如き個人的なつながりが無い場合は、これにあたる。」

・大阪地判平成13年9月14日（平成12年（わ）第6938号、大阪地方裁判所、判決・有罪） —
固さ: 下級裁（事例判断）

「同項にいう「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れて、預金等と同様の経済的性質を有するものをいい（同条2項）、そこにいう「預金等と同様の経済的性質」とは、①元本の返還を約する金銭の受入れて、②金銭の価値ないし価額の保管の目的をもって、主として金銭を提供した者の便宜のためになされるものをいうと解される」

要件と事実の対応

要件	bokinbakoの事実	対応関係
「不特定かつ多数の者」（出資法2条2項）	bokinbakoは一般寄付者から広く寄付を募る構成である（前提事実：寄付者属性の限定に関する記載はない）	最大判昭36.4.26・最三小判昭37.12.18の枠組み（一般大衆を指称し、親族等少数を含んでも除外されない／団体所属員でも相当多数かつ個人的つながりがなければ該当）に照らすと、限定のない一般寄付者集団は「不特定かつ多数」要件を充足する方向にあると整理し得る
「預金等と同様の経済的性質」 ＝①元本の返還を約する金銭の受入れ＋②金銭の価値保管目的 （大阪地判平13.9.14）	box ownerはvaultからいつでも寄付を引き出せるが、これはdonor（寄付者）に対する元本返還ではなくbox owner（受贈者）による受領行為である。 donorへの返還を予定する記載は前提事実がない	大阪地判平13.9.14が要件①として重視する「元本の返還を約する金銭の受入れ」は、寄付という一方的給付の性質上、donorに対する返還約束を欠く限り充足しない可能性がある。ただし本調査で確認した3判例はいずれも「返還約束あり」の事案（大阪地判）または「不特定多数性」のみを扱う事案（最高裁2件）であり、寄付（贈与、返還約束を伴わない金銭受入れ）が預り金非該当となることを正面から判示した判例は今回の調査範囲では確認できていない
資金の法的支配の所在	vaultはコントラクトであり、box owner（受贈者）がいつでも引き出せる。運営者（Factory owner）はgasFeeRecipient等のパラメータ設定権限を持つが、vault残高そのものを直接支配する権限を持つ旨の記載はない	出資法2条は「業として」金銭を受け入れる主体を問題とするところ、bokinbakoでは運営者ではなくbox owner（受贈者）が引出し権限を持つ構成であり、運営者自身が寄付金を「預り金」として受け入れているとみれば、資金の法的帰属（box ownerの資産としてvaultに保管されているか）の整理を要す

要件	bokinbakoの事実	対応関係
		る。この点を正面から扱う一次資料は本調査では確認できなかった

契約上の論点: JPYC利用規約

規制法（資金決済法）上の業該当性とは別に、JPYC株式会社「利用規約（資金移動業）」上の契約論点として、以下の条項との関係を確認する必要がある。

- 第13条（未登録の電子決済手段等取引業者への上限額）

「当社は、電子決済手段等取引業者ではない利用者に対してJPYCを新規に発行又は償還する場合において、その1回当たりの上限額をそれぞれ100万円とします。」

- 第24条（禁止行為）(14)(15)

「(14) 本サービスを第三者に利用させる行為」 「(15) 第三者を代理し、又は第三者のために本サービスを利用する行為及び自己の名義を第三者に利用させて本サービスを利用する行為」

- 第3条（JPYCアカウント登録）4項

「前項に掲げる場合を除き、利用者の代理人、利用者の相続人その他の利用者以外の者は、当該利用者の代わりに本サービスを利用することはできません。」

bokinbako運営者が電子決済手段等取引業者として未登録のまま、寄付者（donor）に代わってJPYCの発行・償還・移転に関与する構成をとる場合、これらの規約条項（特に24条(15)「第三者のために本サービスを利用する行為」の禁止、3条4項の代理利用禁止）との抵触の有無を確認する必要がある。ただし、これは資金決済法上の業規制該当性そのものの判断枠組みとは別のJPYC社との契約（利用規約）上の論点である点に留意する。

調査の限界

- 資金決済法を参照法令とする公判判例は0件であった（jlad判例KB全件、[--reflaw 資金決済](#) 検索）。為替取引該当性に関する判例は銀行法違反（地下銀行）系のみで、電子決済手段等取引業（論点B）・暗号資産交換業該当性そのもの（論点C）を正面から判断した公判判例は

確認できなかった（制度施行から日が浅いこと、jladの収録範囲が2024年5月までであることによる）

- JPYCの資金移動業種別（第二種）の確認は、登録一覧PDF（画像形式）の目視確認による（機械的テキスト抽出での照合は未実施）
- 金融庁のノーアクションレター（法令適用事前確認手続）は、資金決済法カテゴリの回答一覧（法令適用事前確認5件＋一般的書面照会2件、https://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou_2/kessai/index.html）を確認したが、いずれも前払式支払手段関連（同法2・3・6・17・31・34・36条）であり、為替取引・電子決済手段等取引業・暗号資産交換業・収納代行に関する照会事例は見当たらなかった（該当なしの消極的知見）。ただし一覧掲載の「相談事例」3件（xlsx形式）は未開封。また金融庁が事業所管となるグレーゾーン解消制度回答の悉皆確認は未実施（本調査で用いたgrayzone KBは経済産業省が事業所管の照会事例のみ収録）
- courts.go.jpのブラウザ検索（Playwright操作）は今回実施していない。jlad KB検索で代替したが、jladの収録範囲は2024年5月までであり、それ以降の判例・下級審非掲載判例はカバーされない
- 事務ガイドライン14・金融審議会WG報告・パブリックコメント回答は、いずれも今回の調査範囲で関連性ありと判断した箇所のみを確認したものであり、全文の悉皆的な精読ではない
- donor・box owner・運営者の所在地（国内/国外）に関する事実が前提事実に記載されておらず、資金決済法2条の2第2号（クロスボーダー収納代行）の該当性は判断できなかった
- 論点C「スワップされる資産の帰属時点」（運営者帰属の手数料債権か、donor由来資産のままか）について、この区別を明示的に基準化した行政解釈・判例は確認できず、契約構造からの事実整理にとどまる